

滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金交付要綱
(産地基幹施設等支援タイプ)

平成17年4月1日付け滋農経第227号

滋賀県農政水産部長通知

改正	平成18年	4月	3日	滋農経第311号
改正	平成20年	4月	1日	滋農経第355号
改正	平成21年	4月	1日	滋農経第383号
改正	平成22年	5月	28日	滋農経第442号
改正	平成24年	4月	6日	滋農経第375号
改正	平成25年	5月	16日	滋農経第493号
改正	平成26年	3月	14日	滋農経第174号
改正	平成27年	4月	9日	滋農経第369号
改正	平成31年	4月	22日	滋農経第375号
改正	令和2年	4月	22日	滋農経第392号
改正	令和2年	7月	10日	滋農経第553号
改正	令和2年	10月	12日	滋農経第748号
改正	令和3年	4月	1日	滋農経第318号

(趣旨)

第1条 知事は、多様化・高度化している消費者・実需者ニーズに即した農業生産の推進を図るため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。）に基づき、市町および農業団体等（以下「市町等」という。）が行う実施要綱別表1のⅠ産地基幹施設等支援タイプ（第3関係）の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象および補助率)

第2条 補助の対象となる事業および経費ならびに補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第3条 別表のメニューに掲げるⅠ、ⅡおよびⅢの経費の相互間の流用をしてはならない。

(事業実施計画)

第4条 事業実施主体等は、実施要綱第4の1（都道府県向け交付金）に規定する事業実施計画を別記様式1号により作成し、実施要綱第4の1の実施手続により知事に提出（提出様式：別記様式第2号）し、その承認を受けるものとする。

(交付申請書)

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請書(別記様式第3号)の添付書類、提出部数および提出期日は次のとおりとする。

(1) 添付書類

ア 規則第3条第1項第1号の規定による事業計画書および補助事業等に係る収支予算書(別記様式第4号)。ただし、計画承認の事業内容から変更がない場合には事業計画書は不要とする。

イ 実施設計書

ウ その他前記アの事業計画書を添付する場合は、定められた添付書類

エ 前記アからウまでに掲げるもの以外で、知事が必要と認める書類

(2) 提出部数

正副2部とする。

(3) 提出期日

毎年度知事が別に定める日までとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するにあたって、各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額の内、消費税法(昭和63年法律108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業主体については、この限りではない。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(事業の変更)

第7条 規則第6条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、別表に掲げる重要な変更をしようとするとき、または成果目標に関する内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書(別記様式第5号)正副2部を知事に提出しなければならない。

(入札結果・着手および完了の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業に着手したときおよび完了したときは、入札結果・工事着手報告書および工事完了報告書(別記様式第6号)を速やかに知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条の規定による事業遂行状況報告書（別記様式第7号）を、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において作成し、当該年度の1月20日までに正副2部を知事に提出するものとする。

ただし、知事は補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、市町に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(概算払)

第10条 補助事業者は、規則第15条に規定する概算払を請求する場合は、概算払請求書（別記様式第8号）によるものとする。

(指 示)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を求めなければならない。

2 前項の指示を求める場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由および補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類等)

第12条 規則第12条に規定する実績報告書（別記様式第9号）の添付書類、提出部数は第5条に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 第5条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日または補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い期日とする。

(補助金の返還等)

第13条 規則第16条に定めるものの他、第5条第2項のただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前条第2項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第11号）により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

2 事業実施主体等は、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定があった日の翌年6月20日までに、別記様式第11号により、知事に報告しなければならない。

(事業実施状況報告)

第14条 事業実施主体は、実施要綱第7の1(都道府県向け交付金)に規定する事業実施状況を別記様式第12号により作成し、第4条の手に続に準じて知事に報告(報告様式:別記 様式第13号)するものとする。

(書類の提出)

第15条 知事は、規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(標準処理期間)

第16条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して60日以内に行うものとする。

(競争入札等)

第17条 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不適當である場合は、指名競争に付し、または随意契約をすることができる。

2 市町を除く補助事業者は、前記により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争または随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関および滋賀県から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書(別記様式第14号)の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第18条 市町は、事業実施主体に補助金を交付するときは、各事業実施主体に対し、本要綱に定める規定に準ずる条件を付さなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第19条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく申請の取下げ、第7条の規定に基づく計画変更の申請、第10条の規定に基づく支払請求、第12条の規定に基づく実績報告、第13条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第14条の規定に基づく状況報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日に改正し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日に改正し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日に改正し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月28日に改正し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日に改正し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日に改正し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月14日に改正し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日に改正し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月12日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表(第2条、第3条、第7条関係)

メニュー	経費	補助率			重要な変更	
		国	県	計	経費の配分の変更	事業の内容の変更
I 産地競争力の強化に向けた総合的推進(耕種作物等)	A 整備事業					
	<p>1 事業費 実施要綱別表1のIに掲げる事業実施主体が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 実施要綱別表に掲げる事業実施主体が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(ただし、別記1に交付率等の定めがある場合には、その率または額以内とする。)</p>	<p>当該補助対象事業費の1/2以内</p>	<p>当該補助対象事業費の-</p>	<p>当該補助対象事業費の1/2以内</p> <p>(ただし、別記1に交付率等の定めがある場合には、その率または額以内とする。)</p>	<p>1 経費の欄に掲げる1から2への経費の流用</p> <p>2 間接補助事業者相互間における当該間接補助金のいずれか低い額の30%を超える経費の増減</p>	<p>1 事業の新設または廃止(中止)</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 設置場所の変更</p>
	<p>2 附帯事務費 市町が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費</p>	<p>当該補助対象事業費の1/2以内</p>	<p>当該補助対象事業費の-</p>	<p>当該補助対象事業費の1/2以内</p>		

別表(第2条、第3条、第7条関係)

メニュー	経費	補助率			重要な変更	
		国	県	計	経費の配分の変更	事業の内容の変更
II 産地競争力の強化に向けた総合的推進(畜産物)	A 整備事業					
	1 事業費 実施要綱別表1のIに掲げる事業実施主体が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 実施要綱別表に掲げる事業実施主体が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費 2 附帯事務費 市町が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費	当該補助対象事業費の1/2以内 (ただし、別記1に交付率等の定めがある場合にあっては、その率または額以内とする。)	当該補助対象事業費の—	当該補助対象事業費の1/2以内 (ただし、別記1に交付率等の定めがある場合にあっては、その率または額以内とする。)	1 経費の欄に掲げる1から2への経費の流用 2 間接補助事業者相互間における当該間接補助金のいずれか低い額を30%を超える経費の増減	1 事業の新設または廃止(中止) 2 事業実施主体の変更 3 設置場所の変更

別 表(第2条、第3条、第7条関係)

メニュー	経 費	補助率			重要な変更	
		国	県	計	経費の配分の変更	事業の内容の変更
III	A 整備事業					
食品流通拠点施設整備の推進	<p>1 事業費 実施要綱および卸売市場法第16条第1項に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 附帯事務費 市町が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費</p>	<p>当該補助対象事業費の4/10以内</p> <p>(ただし、別記1に交付率等の定めがある場合にあっては、その率または額以内とする。)</p>	<p>当該補助対象事業費の-</p>	<p>当該補助対象事業費の4/10以内</p> <p>(ただし、別記1に交付率等の定めがある場合にあっては、その率または額以内とする。)</p>	<p>1 経費の欄に掲げる1から2への経費の流用</p> <p>2 間接補助事業者相互間における当該間接補助金のいずれか低い額の30%を超える経費の増減</p>	<p>1 事業の新設または廃止(中止)</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 設置場所の変更</p>

事業実施年度		年度
継続事業の 場合	開始年度	年度
	最終予定年度	年度

産地競争力の強化対策事業実施計画書 (産地基幹施設等支援タイプ)

事業実施主体名

市 町 名

地 区 名

第1 事業の目的

--

(注) 1 貸し付けを目的とする場合は、その内容も記述すること。

第2 事業計画総括表

1 成果目標及び受益等

(年度)

メニュー(該当に○)	作物等区分	成 果 目 標						受 益			備 考
		類別	成果目標の具体的な内容	目 標 数 値			現況値の高さ等に対応する加算に係る具体的な内容	作物・畜種等名	出荷量または処理量 (飼料作物は面積)	受益農業 従事者数	
				現状値 (現状年)	目標値 (目標年)	増減 (増減率)					
I 産地競争力の強化に向けた総合的推進 (耕種作物等)											
II 産地競争力の強化に向けた総合的推進 (畜産物)											
III 食品流通拠点施設整備の推進											

- (注) 1 「作物等区分」欄には、実施要綱別表のメニュー欄の□から該当するメニューを選択し、記入すること。
 2 「類別」欄には、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について(以下、配分基準通知)」に定める類別番号を記載すること。
 3 「成果目標」欄には、実施要綱別記1に定める成果目標を2つまで選択し、当該目標に対応した内容を記入すること。
 4 「受益」の「作物・畜種等名」欄には具体的な名称を記載するとともに、土地利用型作物のうち主要農作物種子を対象とした事業にあっては、作物名の後に(種子)と記入すること。
 5 「受益農業従事者」とは、農業(販売、加工等を含む)の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。
 6 「備考」欄について、共通加算ポイントに該当がある場合は、その内容を、継続事業を実施する場合は全体事業費及び全体補助金額を記入すること。

2 事業内容・負担区分等

事業内容 (施設等区分、構造、規格、能力等)	事業量 (基数、台数、面積等)	事業費 (円)	負担区分(円)							完了予定 年月日	担保	備考
			国費			県費	市町費	自己負担	その他			
			補助対象経費	補助率	補助金額							
											金融機関名 () 融資名 () () 償還年数 () その他 ()	

- (注) 1 「事業内容」欄には、実施要綱別表のメニュー欄から該当する施設等区分を選択し、記入するとともに、具体的な整備内容(規格、能力等)を記入すること。
 2 「事業費」欄には、当該補助事業に係る経費の総額を記入すること。
 3 「補助対象経費」欄には、当該補助事業のうち、補助の対象となる部分に係る経費の額を記載すること。
 4 「補助率」欄には、要綱別表に定められた補助率以内の率を記載すること。
 5 「補助金額」欄には、補助対象経費に補助率を乗じて算出した額を記載すること。
 6 「その他」欄には、当該補助事業等に要する経費のうち、補助申請額及び自己負担額以外で支弁する経費(寄付金、県費補助金以外の補助金等)があるときは、その額を記載し、かつ、その経費の概要を「備考」欄に記載すること。
 7 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎、その他必要な事項を記載すること。

3 目標数値の決定根拠及び事後評価の検証方法

達成すべき成果目標基準及び作物等区分	成果目標の具体的な内容	目標数値の決定の考え方	事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法)	備 考

(注) 1 成果目標の達成に向けた具体的な取組について、内容が分かる資料を添付すること。

第3 事業実施対象受益地区の状況

受 益	各種指定等の状況			事業対象農作物の作付面積 (ha)		事業対象家畜飼養頭羽数等 (頭、千羽)		備 考
	全域指定の場合:○ 一部指定の場合:△ 指定無しの場合:×	※△の場合 区分:	割合:	(作物名)	(作物名)	(畜種名)	(畜種名)	
現 状 (年度)								
目 標 (年度)								

- (注) 1 対象地区は、受益地を含む市町村等の出荷単位等とする。なお、市町村等が複数にわたる場合には、それぞれ記入する。
 2 「各種指定等の状況」の欄において、「△(一部指定)」であった場合は、その一部指定の占める割合(%)を記述すること。
 3 「事業対象となる家畜飼養頭羽数等」欄の畜種名については、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラーのいずれかを記入するものとする。なお、頭羽数については、常時飼養頭羽数とし、成畜換算によることとする。
 4 「事業対象となる家畜飼養頭羽数等」の欄にあつては畜産部門の受益がない場合にあつては記入不要とする。また、必要に応じて記入欄を追加等するものとする。
 5 受益地が実施要綱別記1のⅡ第2の4(6)イの中山間地域等に該当する場合は、その指定状況を備考欄に記入するものとする。

第4 事業の実施方針

1 事業実施地区における現状・課題、対処方針及び成果目標の達成に向けた推進体制

--

(注) 事業実施地区における現状を踏まえ、生産、経営、流通に係る課題を、幅広く数値等も交えて具体的に記述すること。また、関係機関(市町、県、JA等)が一体となった推進体制について記載すること。要綱別表のⅠのメニューの欄の2の取組については、記入不要とする。

2 担い手の育成について

取組項目	担い手の分類	現在(年)	目標(年)	備考
担い手の育成	受益農業従事者数	人	人	
	受益農業従事者のうち認定農業者	人	人	
	受益地内の生産組織数	組織	組織	
	構成員のうち認定農業者	人	人	
【担い手育成のための具体的な取組内容】				

(注) 1 要綱別表のⅠのメニューの欄の1の(1)のエの(ア)の畜産物処理加工施設のうち、産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び(イ)の家畜市場および2については、記入不要とする。

3 受益地における担い手への集約化の取組

集約化の基準:	現状集約率:	%	目標集約率:	%
集約化への取り組み及び取り決め(協定等)				
〔現状、目標、課題 等〕				
〔取組及び取り決め内容〕				

(注) 1 利用量、受益面積、出荷額、取扱数量等のうち、どの事項を集約化の判断基準とするのか、また、現状集約率については、現時点における集約率、目標集約率については、目標年における集約率を記入すると共に集約化への取り組み内容及び部会や協議会等を通じての集約化の維持、増進を図るための具体的な取り決め(協定等)について記述すること。

2 実施要綱別表のⅠの1のメニュー欄の土地利用型作物の取組のうち主要農作物種子に係る整備事業及び環境保全の取組に係る整備事業、実施要綱別表のⅠの1のメニュー欄の(1)のエの(ア)の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び(イ)の家畜市場、畜産生産基盤育成強化の取組のうち、新生産システムの実践・普及に係る実施要綱別表1のⅠのメニュー欄の(1)のエの(ウ)の家畜飼養管理施設、飼料増産の取組のうち、実施要綱別表1のⅠのメニュー欄の(1)のイの(イ)の放牧利用条件整備、家畜改良増殖の取組のうち、実施要綱別表1のⅠの整備事業の欄の1の(1)のエの(オ)の家畜改良増殖関連施設、(カ)の畜産周辺環境影響低減の取組に係る整備事業、要綱別表のⅠのメニューの欄の(2)の穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用のうち土地利用作物の種子に係る整備事業、および要綱別表のⅠのメニューの欄の(2)のエからカまでの事業については、記入不要とする。

4 受益農業従事者

番号	氏名	受益農業従事者の種類	現時点における 〔受益量()〕 (年)	目標年における 〔受益量()〕 (年)	集約化分の内訳				備考
					自己〔受益量〕における増減	貸借等による〔受益量〕における増減	その他	計(増減)	
1									
2									
3									
	認定農業者計	人							
	その他農業者計	人							
	認定農業者シェア	%	%	%	—	—	—	—	

(注) 1 必要に応じて様式を加工すること。
2 「受益農業従事者の種類」欄には、「認定農業者」、「その他農業者」を記入するものとする。
3 「〔受益量()〕」の括弧には、利用量、受益面積、出荷額、取扱数量等のうち、集約化の判断基準とした事項を記入するものとする。

第5 事業実施計画の詳細（要綱別表のⅠのメニューの欄(2)の下の取組については、(1)～(3)の内容に加え、実施要綱別紙様式8号を添付のこと。）

(1) 条件整備の規模決定根拠

--

(2) 事業実施予定場所等

小規模土地基盤整備区分 もしくは施設名	導入(保管)予定場所及び面積	取得年月日	備考
	市 町 村 番地 m ²	年 月	

- (注) 1 「取得年月日」欄には、共同利用施設整備を実施する場合に記入すること。
 2 「備考」欄について、穀類等乾燥調製貯蔵施設（米麦）及び乾燥調製施設（米麦大豆）を整備する場合には、地耐力（t/m²）及びその調査方法（ボーリング（m、点））を記入すること。
 3 低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御施設を整備する場合は、過去の最大瞬間風速を備考欄に記載するものとする。

(3) 施設の整備状況及び利用計画

ア 既存の施設の利用状況

実施 年度	事業等名	事業の内容 (施設名等)	受益農業 従事者数	受益面積 処理量(ha,t)	規模・能力	仕様	事業量	利用の状況に関する説明	
								利用率(%)	

- (注) 1 整備しようとする施設に関連する既存施設について記入する。
 2 「事業等名」欄には、具体的な事業名、資金名、自費等を記載する。
 3 「利用率」欄は計画時点の処理量に対する現況処理量で表す。(利用率＝実際の使用÷計画目標)

イ 施設の利用計画

(ア) 施設利用計画

施設名	作物・畜種名	利用期間		利用日数		月 別 利 用 計 画												年間処理・生産量 利用面積等	備 考	
		現在	目標	現在	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			

- (注) 月別利用計画の欄については以下の点に留意し、記載すること。
 1 共同利用施設について、
 (1) 乾燥調製施設、穀類等乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、畜産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、農業廃棄物処理施設については、原則としてその処理量(tもしくはkg)を記載すること。
 (2) 共同育苗施設については、原則としてその供給量(箱もしくは本数)を記載すること。
 (3) 用土等供給調製施設については原料供給量(tもしくはkg)及び生産量(tもしくはkg)を併記すること。
 (4) 産地管理施設、農産物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設については、その内容に応じた客観的指標(単位は任意)もしくは具体的内容(作業体系)を記述すること。

(イ) 既存施設の有効活用の検討結果

--

- (注) 1 「既存施設の有効活用の検討結果」は、農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を新設する場合に記載すること。

(ウ) 施設の貸付に関する計画

対象施設名	受益農業従事者数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担	雇用の状況
		例 〇〇運営組合	例 年間通じて貸付 水稻収穫期		例 通常の保管場所 整備点検の実施者	

(注) 1 「雇用の状況」欄は、要綱別表のIのメニューの欄の3に取り組み場合に記入すること。

ウ 施設の施行方法及び施工業者選定方法の計画

施行方法		直営施行・請負施行・委託施行・代行施行	代行施行による場合	代行施行業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約
施工業者選定方法		一般競争入札・指名競争入札・随意契約		代行施行による場合	代行施行候補業者名
一般競争入札による場合	入札立会予定者		入札立会予定者		
指名競争入札による場合	指名業者選定の考え方		随意契約による場合	随意契約を選択する理由	
	指名候補業者名			価格の適正性の判断基準	
	入札立会予定者			候補業者名	

- (注) 1 記入にあたっては、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(平成31年4月1日付け30食産第5395号、30生産第2220号、30政統第2193号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知)第1に注意すること。
- 2 工種毎(土木工事、建築工事、製造請負工事等)で施行方法が違う場合は、工種毎に区分して記入すること。
- 3 「施行方法」欄は、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」、「代行施行」のいずれかを「○」で囲む。
- 4 「代行施行業者選定方法」及び「施工業者選定方法」欄は、「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」のいずれかを「○」で囲む。なお、「施工業者選定方法」で代行施行における競争見積は、「指名競争入札」とする。
- 5 「指名業者選定の考え方」欄は、どのような基準及び条件によって業者を指名するのか、その考え方を記入する。
- 6 「指名候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における指名候補業者名をすべて記入する。
- 7 「入札立会予定者」欄は、行政機関(都道府県及び市町村)から入札への立会が予定されている場合に入札立会予定者の所属及び役職名を記入する。
- 8 「随意契約を選択する理由」欄は、随意契約を選択する合理的な理由を記入する。
- 9 「価格の適正性の判断基準」欄は、随意契約価格が適正であることをどのように判断するのかを記入する。
- 10 「候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における候補業者名を記入する。

第6 人・農地プランの要件に関する項目

実質化された人・農地プランが策定されている	
-----------------------	--

(注) 1 施設等の受益地の全て(広域に及ぶ場合はおおむね全て)において、実質化された人・農地プランが策定されている場合は「○」を記載すること。ただし、実施要綱別表1のIのメニュー欄の1の(1)のイ及びエについては記載不要と

第7 GAP等の要件に関する項目

取組	該当	取組の内容
(1) 一定割合の受益者による国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステムの実施		(目標年度までに要件を達成するため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われていることについて記載すること。)
(2) HACCP及びハラル等の導入又は認証取得		(目標年度までに導入又は認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載すること。)
(3) 家畜市場に係る家畜衛生管理マニュアルの整備計画		(整備計画が策定されていることを記載すること。)
(4) 貯乳施設整備に係る衛生管理マニュアルの整備計画		(整備計画が策定されていることを記載すること。)

(注) 「産地収益力の強化に向けた総合的推進」メニューは(1)から(3)、「産地合理化の推進」メニューは(1)から(4)のうち該当する取組に「○」を記載し、「取組内容」欄に要件を満たすことが確実であること又は満たしていることについて記載すること。

第8 加算ポイントに関する項目

担い手加算ポイント	
農地中間管理機構との連携強化ポイント	
実質化された人・農地プラン加算ポイント	

その他の加算ポイント

加算ポイント名	ポイント数

- (注) 1 各加算ポイントに該当する場合は「○」を記載し、要件を満たしていることが分かる資料を添付すること。
2 その他の加算ポイントには、加算するポイント名とポイント数をそれぞれ記載すること。また、要件を満たしていることが分かる資料を添付すること。

第9 費用対効果分析(投資効率)

「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について(平成31年4月1日付け30生産第2221号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知)」に定める様式により算出し、添付するものとする。

第10 添付資料

- | | |
|--|---|
| 1 事業実施地区の位置図 | 6 農家意向調査結果 |
| 2 施設の規模決定根拠 | 7 組織の規約等 |
| 3 施設等の配置図、平面図、事業費の積算(概略設計)、見積書(2社以上)、カタログ等 | 8 構成員一覧(計画書第4の4に添付する「受益農家一覧」と同じであれば添付不要) |
| 4 管理運営規定等 | 9 青果物流通の合理化に向けた総点検(実施要綱、参考様式等)
* 青果物の集出荷貯蔵施設を整備する場合に限る |
| 5 収支計画 | 10 その他滋賀県知事が特に必要と認めるもの |

別記様式第2号(第4条関係)

○年度産地競争力の強化対策事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者	住所 氏名 (法人にあつては名称および代表者の職名・氏名) (自治体にあつては市(町)長の氏名)
発行責任 者・担当者	住所 氏名 (法人にあつては発行責任者および担当者の氏名) (自治体にあつては担当者の氏名)
	連絡先 電話番号

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)第4の1に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

(注) 関係書類として、別記様式第1号を添付すること。

○年度滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金交付申請書

番 号
年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称および代表者の職名・氏名
(自治体にあっては市(町)長の氏名)

発行責任者・担当者 住所
氏名 (法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)
(自治体にあっては担当者の氏名)

連絡先
電話番号

標記の事業に関し補助金等の交付を受けたいので、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

事業の内容等は、○年○月○日付け○○第○○号で計画承認通知があった事業計画のとおりです。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1. 事業の目的及びその概要

2. 事業の着工及び完了の予定年月日

着 工 年 月 日
完 了 年 月 日

3. 補助金等交付申請額 金 円

(要 領)

1. 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を訂正した当該資料頁を添付して提出すること。
2. 前記1により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「下記のとおり申請します。」を「関係書類を添えて申請します。」とし「なお、事業の内容等は、○年○月○日付けで計画承認通知があった事業計画のとおりです。」を削除して提出すること。

収 支 予 算 書 (または、収支精算書)

1. 経費の配分および負担区分

・取組の分類(該当に○)

- I 産地競争力の強化に向けた総合的推進(耕種作物等)
- II 産地競争力の強化に向けた総合的推進(畜産物)
- III 食品流通拠点施設整備の推進

(単位:円)

区分	総事業費 A+B+C+D	補助事業に要する経費(または要した経費) A+B+C または A+B+D	県費補助金 A+B	負担区分				備考
				国費 A	県費 B	市町費 C	その他 D	
A 整備事業								
1 事業費								
2 附帯事務費								
事業費計								
附帯事務費計								
合 計								

(注) 区分の欄は、申請する補助金に関係するものについてのみ記載すること。

2. 収支予算(または精算)

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (または本年度精算額)	前年度予算額 (または本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金					
市町費					
計					

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (または本年度精算額)	前年度予算額 (または本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
A 整備事業					
1 事業費					
2 附帯事務費					
合 計					

(注) 区分の欄は、申請する補助金に関係するものについてのみ記載すること。

3. 添付書類

- (1) 間接補助事業にあつては、補助金の交付に関する規定または要綱(変更承認申請および実績報告の場合にあつては規定に変更のあった場合にのみ添付すること。)
- (2) 実施設計書(変更承認申請の場合にあつては、変更設計書、実績報告の場合にあつては、精算設計書を添付すること。)
- (3) 附帯事務費のある場合は、附帯事務費使途明細書(別記様式第10号)

○年度滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

(あて先)
滋 賀 県 知 事

申請者	住所
氏名	法人にあっては名称および代表者の職名・氏名) (自治体にあっては市(町)長の氏名)
発行責任者・担当者	住所
氏名	(法人にあっては発行責任者および担当者の氏名) (自治体にあっては担当者の氏名)
	連絡先
	電話番号

○年○月○日付け○○第○○号で補助金の交付決定通知があった○年度滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金について、下記のとおり変更したいので、滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

(注1) 交付金の交付決定により通知された事業の内容および経費の配分と変更後の事業の内容および経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したのから変更があったものに限り添付すること。

(注2) 交付金の額が増額する場合は、件名の「滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金変更承認申請書」を「滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金変更および追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金交付要綱第7条の規定により申請します。」を「下記のとおり変更したいので、滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金交付要綱により、交付金○○○円を追加交付されたく申請します。」とする。

入札結果・工事着手報告書

番 号
年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

報告者 住所
氏名 法人にあっては名称および代表者の職名・氏名
(自治体にあっては市(町)長の氏名)

発行責任者・担当者 住所
氏名 (法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)
(自治体にあっては担当者の氏名)

連絡先
電話番号

○年○月○日付け○○第○○号で交付決定の通知のあったこの事業について、下記のとおり入札結果等について報告します。

記

対象施設等名又は工事等の契約名			
施行方法	直営施行 ・ 請負施行 ・ 委託施行 ・ 代行施行		
施行業者選定方法	一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ 代行施行における競争見積 ・ 随意契約		
入札執行年月日	年	月	日
入札立会者の所属・役職・氏名			
入札予定価格(税抜)	円		
入札参加業者および入札価格(税抜)	円		
	円		
	円		
入札執行回数	回		
落札業者名(契約業者名)			
契約価格(税抜)	円		
契約年月日	年	月	日
建築場所			
工事開始日	年	月	日
完了予定年月日	年	月	日
工事監理者			
入札結果等の公表備考	年 月 日付け○○第○○○号 交付決定通知		

- (注)
- 1 「施行方法」欄および「入札方法」欄は、該当するものを○で囲む。
 - 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表とする。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
 - 3 「入札参加業者名および入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する。(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。)
 - 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数および不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
 - 5 「施行業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
 - 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
 - 7 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号を記入する。
 - 8 本報告に際しては、工程表を添付すること。
 - 9 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

工 事 完 了 報 告 書

番 年 月 日 号

(あて先)
滋 賀 県 知 事

報告者 住所
氏名 (法人にあっては名称および代表者の職名・氏名)
(自治体にあっては市(町)長の氏名)

発行責任者・担当者 住所
氏名 (法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)
(自治体にあっては担当者の氏名)

連絡先
電話番号

○年○月○日付け○○第○○号で交付決定の通知のあったこの事業について、下記のとおり工事が完了しましたので報告します。

記

事業種類	
事業実施主体	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費(円)	
建築場所	
工事開始日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
○○法	
完了検査年月日 (または予定日)	
引き渡し年月日 (または予定日)	
請負等業者	
工事監理者	

注: 請負人等からの完了届の写しを添付すること。

○年度滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

(あて先)
滋 賀 県 知 事

報告者 住所
氏名 法人にあっては名称および代表者の職名・氏名
(自治体にあっては市(町)長の氏名)

発行責任者・担当者 住所
氏名 (法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)
(自治体にあっては担当者の氏名)

連絡先
電話番号

このことについて、滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業者に対する補助金交付状況

区分	県費補助金交付決定額 円	県費補助金受領額		交付済額	
		月 日	金額 円	月 日	金額 円

(注1)「区分」の欄は、別記様式第4号の1経費の配分および負担区分の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

(注2)県費補助金受領額は、補助事業者が受領した額とし、交付済額は補助事業者から間接補助事業者へ交付した額とする。

2. 事業の遂行状況

区分	総事業費 円	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費 円	出来高比率 %	事業費 円	事業完了 予定年月日	

(注1)「区分」の欄は、上記1の「区分」の欄に準じて記載すること。

(注2)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

3. 進捗の状況が遅れている場合は、その理由と措置を記載のこと。

○年度滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

請求者 住所
氏名 法人にあっては名称および代表者の職名・氏名
(自治体にあっては市(町)長の氏名)

発行責任者・担当者 住所
氏名 (法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)
(自治体にあっては担当者の氏名)

連絡先
電話番号

○年○月○日付け○○第○○号で交付決定の通知のあった○年度滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金について、別紙により金○○○円を概算払により交付される

別紙

メニュー ()				年 月 日 (単位:千円)						
区分	補助事業に要する経費	補助金中(県・国)	補助金中()割相当額	既受領額		今回受領額		残高		事業完了予定年月日
				金額	出来高	金額	○月○日まで予定出来高	金額	○月○日まで予定出来高	
				円	%	円	%	円	%	
							(事業費の出来高に率に合わすこと)			

(注)「区分」の欄は、別記様式第4号の1経費の配分および負担区分の表の「区分」の欄に記載された事項について記載す

○年度滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金実績報告書

番 号
年 月 日

(あて先)
滋 賀 県 知 事

申請者	住所 氏名 (法人にあっては名称および代表者の職名・氏名) (自治体にあっては市(町)長の氏名)
発行責任 者・担当者	住所 氏名 (法人にあっては発行責任者および担当者の氏名) (自治体にあっては担当者の氏名)
	連絡先 電話番号

○年○月○日付け○○第○○号で交付の決定の通知があった滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を報告します。

(要 領)

1. 「○年○月○日付け○○第○○号」については、当初および変更の交付決定の年月日、番号を記載すること。交付申請の計画内容から変更があった場合には、交付決定を受けた計画書のコピーに変更点を加筆修正したものを添付して提出すること。
2. 整備事業にあっては、財産管理台帳を添付すること。

市 町 附 帯 事 務 費 使 途 明 細 書

市町名 _____

区分	金額(円)	経費積算の基礎	備考
賃 金 共 済 費 旅 費 需 用 費 食 糧 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 修 繕 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 使用料及び賃借料			
計			

(注)旅費および食糧費については、経費積算の基礎の欄に回数・人数等を明記するとともに、食糧費にあつては、備考欄にその具体的な用途を明記すること。

○年度滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金仕入に係る消費税等相当額報告書

番 年 月 日 号

(あて先)
滋賀県知事

報告者 住所
氏名 法人にあつては名称および代表者の職名・氏名
(自治体にあつては市(町)長の氏名)

発行責任者・担当者 住所
氏名 (法人にあつては発行責任者および担当者の氏名)
(自治体にあつては担当者の氏名)

連絡先
電話番号

○年○月○日付け○○第○○号で交付決定の通知があつた○年度滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金について、同補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 滋賀県補助金交付規則第13条に基づく補助金の額の確定額
(○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

事業実施年度		年度
継続事業の 場合	開始年度	年度
	最終予定年度	年度

産地競争力の強化対策事業実施状況報告書 (産地基幹施設等支援タイプ)

事業実施主体名

市 町 名

地 区 名

第1 事業実施総括表

産地競争力の強化を目的とする取組

市町名	事業実施主体名及び地区名	取り組みの分類	取組名(対象作物・蓄種等名)	政策目標	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況						成果目標の具体的な実績	事業内容(工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業量(単価、回数、基台数、面積等)	事業費(円)	負担区分(円)				完了年月	備考		
						計画時(年)	1年後(年)	2年後(年)	3年後(年)	目標値(年)	達成率					国費	県費	市町費	その他				

(注) 1. 別記様式第1号に準じて記入すること。

第2 事業実施対象地区及びその地区のうちの受益地の状況

対象地区名： (うち受益地：)

区分	主要作物の作付面積 (作付面積上位順) (ha)		主要作物の作付面積 (販売上位順) (ha)		事業対象作物の作付 (ha)		事業対象作物と同じ作物 区分におけるその他 作物の作付面積		事業対象となる家畜飼養 頭羽数 (戸、頭、千羽)				備考	
	(作物 名)	(作物 名) 小麦	(作物名)	(作物 名)	(作物名)	(作物 名)	(作物 名)	(作物名)	(飼養形態)		(飼養形態)			
									戸数	頭羽数	戸数	頭羽数		
実施年 年度	対象地区													
	うち受益地													
目標 年度	対象地区													
	うち受益地													
2年目 年度	対象地区													
	うち受益地													
3年目 年度	対象地区													
	うち受益地													
4年目 年度	対象地区													
	うち受益地													

- (注) 1 別記様式1号に準じて記入すること。
 2 その他、地域の事情等でとくに記述すべき事項(激甚災害の発生等)があれば、添付等するものとする。

(その他、地域の特殊事情)

- 3 目標年が4年以上の取り組みにあつては、適宜欄を追加して記入すること。

第3 事業の実施効果

1. 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価

--

(注) 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記述すること

2. 事業の実施により発現した効果

成果目標の具体的な内容	指標	実施前 (年)	実施年 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	目標値 (年)

(注) 目標年が4年以上の取り組みにあっては、適宜欄を追加して記入すること。

3. 担い手の育成について

取り組み項目	担い手の分類	事業実施時 (年)	現在 (年)	目標 (年)	備考
担い手の育成	受益農業従事者		人	人	人
	受益農業従事者のうち認定農業者数		人	人	人
	受益農業従事者のうち市町長が担い手として育成すべきと認める者		人	人	人
	受益地内の生産組織数 ・生産組織の構成員のうち認定農業者数 ・生産組織の構成員のうち市町長が担い手として育成すべきと認める者		組織 人 人	組織 人 人	組織 人 人

4. 担い手への集約化の状況（集約率の状況）

事業内容	集約化の基準	事業完了年度 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	目標 (年)

第4 事業の実施効果の詳細

1. 事業の効果（詳細）

(1) 事業実施状況等

条件整備	指標	事業完了年度	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	目標 (年)
共同利用施設整備	利用量 (t、kg)						
	利用率 (%)						
	収支差 (千円)						
	収支率 (%)						
	累積赤字 (千円)						
経営資源有効活用	雇用の状況 (人)						

- (注) 1 作付率、利用率、稼働率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める
 2 収支率は、収入/支出×100とする
 3 目標年が4年以上の取組みにあつては、適宜欄を追加して記入すること
 4 「雇用の状況」欄は、要綱別表のIのメニューの欄の3に取り組み場合に追加して記入すること。

(2) 事業の効果、課題及び改善方策

	事業の効果	事業実施後の課題	改善方策 (改善の必要がある場合)
事業完了年度 (年度)			
2年目 (年度)			
3年目 (年度)			
4年目 (年度)			

事業の目的に即して生産組織の機能、土地生産性（収量、品質、生産量等）、労働生産性（労働時間等）、作付体系、土地利用効率、作業体系、流通の合理化、機械の有効利用、担い手の育成状況等について、その改善状況、事業の目標達成状況を総括的に記述すること。なお、事業の目標に対して立ち遅れている場合は、その理由及び改善計画について記述すること。

(注) 目標年が4年以上の取組みにあつては、適宜欄を追加して記入すること。

別記様式第13号(第14条関係)

**滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金の事業実施状況報告および評価報告
(○年度)**

番 号
年 月 日

(あて先)
滋 賀 県 知 事

報告者	住所 氏名 (法人にあつては名称および代表者の職名・氏名) (自治体にあつては市(町)長の氏名)
発行責任 者・担当者	住所 氏名 (法人にあつては発行責任者および担当者の氏名) (自治体にあつては担当者の氏名)
	連絡先 電話番号

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)第7の1に基づき、別添のとおり報告します。

(注1)関係書類として、別記様式第12号を添付すること。

(注2)必要に応じて要綱第8の規定による評価報告を記入すること。

別記様式第14号(第17条関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所在地
商号又は名称
代表者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関および滋賀県から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1)〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2)この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

(注3)「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。